

善光寺表参道景観協定

改訂 2013. 11. 13

第1条 (名 称)

この協定は、善光寺表参道景観協定（以下「協定」という。）と称する。

第2条 (目 的)

この協定は、善光寺表参道（長野市中央通り、以下「協定区域」という。）において、新たに建物の新築や改築、模様替え等を行なう場合の基本的事項を協定することにより、協定区域内の歩いて楽しめるまち、善光寺表参道としての魅力ある街並みづくり、おもてなしを感じるまちづくりに寄与することを目的とする。

第3条 (協定区域)

協定区域は、善光寺表参道の新田町交差点から大門南交差点の区間に面する建物のある範囲とする。

第4条 (協定の締結)

この協定は、協定区域内の土地・建物所有者及び借地・借家地権者並びにこれに準ずる者であって、第2条の目的を達成するために必要と認められる者（以下「所有者等」という。）の合意により締結する。（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

第5条 (協定の変更・廃止)

この協定を変更若しくは廃止しようとするときは、協定者の3分の2以上の同意がなければならない。

第6条 (協定の遵守)

協定者は、この協定を誠実に遵守しなければならない。

第7条 (協定の運営)

この協定の運営に関する事項の処理は、表参道景観研究会の役員会（以下「研究会」という。）が行う。

第8条 (協定事項)

協定の目的を達成するため、別紙の事項を協定する。

第9条 (届 出)

前条の項目に関する新たな行為をしようとするものは、その概要をあらかじめ研究会に届出をしなければならない。

第10条 (審 議)

研究会は協定の適正な運営を図るため、届出の内容について審議し、その結果を届出者に報告する。

第11条 (提言)

研究会は第8条から逸脱しているもの、若しくは景観に大きな影響を及ぼすものに対して、必要な提言をすることができる。

第12条 (協定の効力)

この協定は、協定締結以降において、協定区域内の土地・建物の所有者となった者、又は賃借権を取得したのものに対しても効力があるものとし、契約の際にはこの事項を明示すること。

第13条 (有効期限)

この協定の有効期限は、実施の日から満10年間とし、期間満了前1ヶ月前までに第5条の規定に基づく廃止の措置がとられないときは、さらに10年間延長するものとし、その後の期間満了時についても同様とする。

附 則

1. 本協定は、平成25年 月 日から実施する。
2. 本協定の締結に同意したことを証する「同意書」は事務局が保管する。
3. 事務局は、長野市東後町26-1 工藤忠利会長宅に置く。
4. 本協定の協定事項は、「表参道景観づくりガイドライン」を参考とする。
5. 協定事項から外れるやむを得ない事情がある場合は、事前に研究会へ届出し、承認を得て行為を行うものとする。

■別紙：協定事項

1. まちの奥行き、広がり、高さ

(1) 壁面の位置、高さ

- ・低層の街並みの連続性を印象的に演出するために、2階屋根の軒先高さが揃う形態意匠を工夫すること。
- ・3階以上を設ける場合は、壁面を6m以上後退させ、周辺に圧迫感を与えないよう形態意匠を工夫すること。
- ・最高の高さを20m以下に抑えること。

(2) 屋根・軒庇

- ・2階にはできるだけ切り妻屋根を設けること。また、1階にはできるだけ軒庇を設けること。

(3) 外壁面の表情

- ・圧迫感を感じさせる大きく単調な壁面はつくらないこと。壁面は分節化し出来る限り凹凸のあるデザインとすること。
- ・建築物の外壁や屋根の材料は、自然素材及び伝統的街並みを感じさせるものを使用すること。

(4) 外壁・屋根の色彩

- ・外壁の色は、白・灰色・黒の無彩色を基本とする。有彩色を用いる場合は、ベージュ系を原則とし、その他の色相の場合は極めて色みの少ない（白黒に近い）色彩とすること。
- ・屋根の色は、瓦屋根をイメージさせる灰色や黒の無彩色を基本とすること。

(5) 駐車場

- ・駐車場はできるだけ通りから見えない位置に配置すること。やむを得ず設ける場合は、出入り口を1か所に集約し、まち並みの連続性を確保すること。

2. 広告物

(1) 壁面広告物

- ・壁面広告物は、1階窓上高さ（1階桁高さ）付近に揃えること。
- ・伝統的な建築物では、軒庇の上や軒下などに揃えること。
- ・表示面の高さは80cm以下とすること。

(2) 窓面利用広告物

- ・2階以上の窓面には広告物を設置しないこと。1階の窓面に広告物を設置する場合は、窓面積の50%以内とすること。

(3) 壁面袖看板

- ・壁面袖看板は出寸法を1m以下とし、壁面デザインに合わせて建物の両端どちらか片方に規則正しく設置すること。
- ・一つの建物に対して1事業者につき原則1基とすること。

(4) 屋上広告物

- ・非自己用の屋上広告物は設置しないものとする。

(5) 独立型広告物

- ・独立型広告物は、上端の高さを3m以下とし、敷地からはみ出さないようにすること。
- ・非自己用の独立型広告物は通りに直接設置しないこと。

(6) 移動看板

- ・1面当たりの表示面積は1㎡以下、1店舗当たり2基以内とすること。

(7) 点滅式照明付き広告物

- ・点滅式照明付きの広告物は設置しないこと。

(8) のぼり旗（広告旗）

- ・のぼり旗は1面あたり1㎡以下とし、間口4mあたり1本とすること。ただし、伝統行事的なものは除く。
- ・のぼり旗はその店舗の自己用に限定し、敷

地内に設置すること。

- ・のぼり旗の設置は、営業時間内とすること。
- ・一つの設置期間は6カ月以内とし、破れ、変色等が生じた場合には直ちに撤去すること。

(9) 自動販売機

- ・通りに面して自動販売機はできる限り設置しないこと。

(10) 広告物の色彩

- ・下地及び文字等に彩度の高い色彩を使用する場合は、面積割合を30%未満とすること。

3. おもてなしゾーン・店先

(1) 1階店舗の賑わいづくり

- ・おもてなしを感じる店先づくりに努めること。建替えや改築の際は、活気を生み出す屋外空間をつくるよう軒下外部空間を設けること。
- ・圧迫感を感じる大きな壁面は作らず、室内の楽しそうな空間がうかがえるショーウィンドウ等の開口部を設けること。

(2) 店先・ウィンドウの明かり

- ・演色性の高い照明で店舗内や店先を照らすこと。夜間の店先や営業時間外のショーウィンドウも照明を付けること。

(3) 日よけ対策

- ・日よけ対策を施す場合、伝統的な街並みを感じさせるすだれ・格子・大のれんなどを使用すること。

(4) 歩行者に不快を与えるもの

- ・歩行者にとって不快と感じる荷物やゴミの集積、室外機などの設備機器などを見えないようにすること。

(5) 歩道の一部活用

- ・歩道の一部を店先づくりに活用する場合は、別途定める「おもてなしゾーン活用協定」に従うこと。

(6) 表参道に馴染まない業種

- ・道路に面する店舗には、表参道に馴染まない風俗店などの出店をしないこと。

4. 手入れが行きとどいた通り、いきいきした花と緑

(1) 清掃美化、花・緑

- ・店先は常に清掃除草などの美化や雪片づけに努めること。
- ・花や緑（街路樹）は常に手入れ、散水に努めること。
- ・植物が枯れたプランター等は直ちに撤去すること